

# 平成19年度から 新しい農業政策が スタートします

食料・農業・農村基本計画が平成十七年三月に策定され、国内で生産される農産物の安全性を高め、生産する農家が安心して農業を行える環境を整えることを目的にした三つの農政改革が平成十九年度から始まります。

一つ目の柱として、農地・水などの資源や環境の保全向上を図るための「農地・水・環境保全向上対策」が始まります。

「農地・水・環境保全向上対策」 農業の持続的な発展と多面的な機能を維持するために、農道、水路などの農業資源を保全する地域ぐるみの取り組みや先進的な環境保全型農業などに対して助成金が交付されます。南丹市では、今までから地域や集落で積極的に多くの活動が行われてきておりますが、本対策を活用してこれからも積極的な活動が継続される体制づくりを応援します。

(図①)

共同活動への支援 (国と地方の合計)	
	10a当たりの単価 (円/10a)
水田	4,400円/10a
畑	2,800円/10a
草地	400円/10a

(図②)

活動計画の例  
(活動の項目を列挙した活動指針に基づいて、一定以上の取り組みを行う計画を作ります)



この対策の対象となるためには、まず集落などを単位として農家を中心に地域住民や自治会、PTAなどの非農家を含めて構成する「活動組織」をつくり、規約、活動計画を作成する必要があります。そして、次のような活動を実践した場合に活動組織に対して支援が行われます。